

議案第14号

杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金条例（昭和52年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区高額療養費等資金貸付基金条例

第1条中「杉並区国民健康保険の」を「杉並区の国民健康保険の」に改め、「出産費資金」という。）の次に「並びに杉並区の介護保険の被保険者が介護保険法（平成9年法律第123号）第51条に規定する高額介護サービス費又は同法第61条に規定する高額介護予防サービス費その他の保険給付（以下「高額介護サービス費等」という。）の支給対象となる介護サービスに必要な資金（以下「高額介護サービス費等資金」という。）」を加え、「杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」を「杉並区高額療養費等資金貸付基金」に改める。

第2条中「8,000万円」を「1,000万円」に改める。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 貸付けの申込時において自己又は自己と同一の世帯に属する者が杉並区の国民健康保険の被保険者であること。

第3条第1項第2号中「自己又は自己と同一の世帯に属する者」を「前号に規定する被保険者」に改め、同条第2項中「杉並区国民健康保険の被保険者の属する世帯の」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 貸付けの申込時において自己又は自己と同一の世帯に属する者が杉並区の国民健康保険の被保険者であること。

第3条第2項第2号中「出産育児一時金」を「前号に規定する被保険者の出産（以下「出産」という。）について、出産育児一時金」に改め、同項第3号中「次に」を「第1号に規定する被保険者が次に」に改め、同号ア中「出産予定日」を「出産の予定日」に、「の者」を「であること。」に改め、同号イ中「当該」を削り、「もの」を「ものであること。」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 出産に必要な費用の支払が一時的に困難であること。

第3条に次の1項を加える。

3 高額介護サービス費等資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 貸付けの申込時において杉並区の介護保険の被保険者であること。

(2) 杉並区の介護保険の保険料に未納がないこと。

(3) 自己が受けた介護サービスに要した費用について、介護保険法第40条各号又は第52条各号に定める保険給付（同法第41条第7項、第42条の2第7項、第46条第5項、第48条第5項、第51条の3第5項、第53条第5項、第54条の2第7項、第58条第5項及び第61条の3第5項の規定により支給があつたものとみなされる場合その他規則で定める場合を除く。）を受けける見込みがあること。

(4) 前号に規定する介護サービスを受けるために必要な費用の支払が一時的に困難であること。

第4条を次のように改める。

(貸付資金の額)

第4条 貸し付ける資金（以下「貸付資金」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高額療養費資金の貸付け 当該貸付けを受けようとする者に係る高額療養費の支給見込額の90パーセント以内の額

(2) 出産費資金の貸付け 当該貸付けを受けようとする者に係る出産育児一時金の支給見込額の80パーセント以内の額

(3) 高額介護サービス費等資金の貸付け 当該貸付けを受けようとする者に係

る高額介護サービス費等の支給見込額の範囲内の額

第5条中「又は出産費資金」を「若しくは出産費資金又は高額介護サービス費等資金」に改める。

第8条第1項中「行う」を「、高額介護サービス費等資金については当該貸付けに係る高額介護サービス費等を充てることにより行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、高額療養費資金若しくは出産費資金又は高額介護サービス費等の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が、当該貸付けに係る高額療養費若しくは出産育児一時金又は高額介護サービス費等が支給される前に償還することを妨げない。

第8条第2項中「前項」を「前項本文」に、「高額療養費資金又は出産費資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）」を「借受人」に、「区長」を「、高額介護サービス費等資金の貸付けについては当該高額介護サービス費等の支給金額のうち貸付資金相当額の受領に関する権限を区長」に改め、同条第3項中「高額療養費」の次に「又は高額介護サービス費等」を加え、同条第4項中「又は出産育児一時金」を「若しくは出産育児一時金又は高額介護サービス費等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例（平成12年杉並区条例第35号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金条例又はこの条例による廃止前の杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金条例の規定により資金の貸付けを受けている者は、この条例による改正後の杉並区高額療養費等資金貸付基金条例の規定により資金の貸付けを受けた者とみなす。
- 4 杉並区応急小口資金貸付条例（昭和48年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（貸付限度額）」に改め、同条第2項を削る。

(提案理由)

国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金及び介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金を統合する等の必要がある。

杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p style="text-align: center;"><u>杉並区高額療養費等資金貸付基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>杉並区</u>の国民健康保険の被保険者が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2に規定する高額療養費(以下「高額療養費」という。)の支給対象となる療養に必要な資金(以下「高額療養費資金」という。)及び同法第58条第1項に規定する出産育児一時金(以下「出産育児一時金」という。)の支給対象となる出産に必要な資金(以下「出産費資金」という。)並びに杉並区の介護保険の被保険者が介護保険法(平成9年法律第123号)第51条に規定する高額介護サービス費又は同法第61条に規定する高額介護予防サービス費その他の保険給付(以下「高額介護サービス費等」という。)の支給対象となる介護サービスに必要な資金(以下「高額介護サービス費等資金」という。)を貸し付けることにより、被保険者の生活の安定と福祉の増進を図る</p>	<p style="text-align: center;"><u>杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>杉並区</u>国民健康保険の被保険者が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2に規定する高額療養費(以下「高額療養費」という。)の支給対象となる療養に必要な資金(以下「高額療養費資金」という。)及び同法第58条第1項に規定する出産育児一時金(以下「出産育児一時金」という。)の支給対象となる出産に必要な資金(以下「出産費資金」という。) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____を貸し付けることにより、被保険者の生活の安定と福祉の増進を図る</p>

ため、杉並区高額療養費等資金貸付基金 _____ (以下

「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、1,000万円とする。

(借受けの資格)

第3条 高額療養費資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている世帯主でなければならない。

(1) 貸付けの申込時において自己又は自己と同一の世帯に属する者が杉並区の国民健康保険の被保険者であること。

(2) 前号に規定する被保険者 _____ の療養について、高額療養費の支給を受ける見込みがあること。

(3) 略

2 出産費資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている _____

_____ 世帯主でなければならない。

(1) 貸付けの申込時において自己又は自己と同一の世帯に属する者が杉並区の国民健康保険の被保険者であること。

(2) 前号に規定する被保険者の出産

ため、杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金 (以下

「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、8,000万円とする。

(借受けの資格)

第3条 高額療養費資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている世帯主でなければならない。

(1) 貸付けの申込時において杉並区の区域内に住所を有していること。

(2) 自己又は自己と同一の世帯に属する者の療養について、高額療養費の支給を受ける見込みがあること。

(3) 略

2 出産費資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている杉並区国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主でなければならない。

(1) 貸付けの申込時において杉並区の区域内に住所を有していること。

(2) 出産育児一時金 _____

(以下「出産」という。)について、出産育児一時金の支給を受ける見込みがあること。

(3) 出産に必要な費用の支払が一時的に困難であること。

(4) 第1号に規定する被保険者が次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 出産の予定日まで1月以内であること。

イ 出産に要する費用を必要とする妊娠4月以上の者で、区長が必要と認めるものであること。

3 高額介護サービス費等資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 貸付けの申込時において杉並区の介護保険の被保険者であること。

(2) 杉並区の介護保険の保険料に未納がないこと。

(3) 自己が受けた介護サービスに要した費用について、介護保険法第40条各号又は第52条各号に定める保険給付(同法第41条第7項、第42条の2第7項、第46条第5項、第48条第5項、第51条の3第5項、第53条第5項、第54条の2第7項、第58条第5項及び第61条の3第5項の規定により支給

_____の支給を受ける見込みがあること。

(3) 次に _____掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 出産予定日 _____まで1月以内の者

イ 当該出産に要する費用を必要とする妊娠4月以上の者で、区長が必要と認めるもの _____

があつたものとみなされる場合その他規則で定める場合を除く。)を受ける見込みがあること。

(4) 前号に規定する介護サービスを受けるために必要な費用の支払が一時的に困難であること。

(貸付資金の額)

第4条 貸し付ける資金(以下「貸付資金」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高額療養費資金の貸付け 当該貸付けを受けようとする者に係る高額療養費の支給見込額の90パーセント以内の額

(2) 出産費資金の貸付け 当該貸付けを受けようとする者に係る出産育児一時金の支給見込額の80パーセント以内の額

(3) 高額介護サービス費等資金の貸付け 当該貸付けを受けようとする者に係る高額介護サービス費等の支給見込額の範囲内の額

(貸付けの申込み)

第5条 高額療養費資金若しくは出産費資金又は高額介護サービス費等資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申し込まなければならない。

(貸付資金の額)

第4条 貸し付ける資金(以下「貸付資金」という。)の額は、高額療養費資金の貸付けについては当該貸付けを受けようとする者に係る高額療養費の支給見込額の90パーセント以内の額とし、出産費資金の貸付けについては当該貸付けを受けようとする者に係る出産育児一時金の支給見込額の80パーセント以内の額とする。

(貸付けの申込み)

第5条 高額療養費資金又は出産費資金 _____ の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申し込まなければならない。

(償還の方法等)

第 8 条 貸付資金の償還は、高額療養費資金の貸付けについては当該貸付けに係る高額療養費を充てることにより、
 出産費資金の貸付けについては当該貸付けに係る出産育児一時金を充てることにより、
高額介護サービス費等資金については当該貸付けに係る高額介護サービス費等を充てることにより行う。
ただし、高額療養費資金若しくは出産費資金又は高額介護サービス費等の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が、当該貸付けに係る高額療養費若しくは出産育児一時金又は高額介護サービス費等が支給される前に償還することを妨げない。

2 前項本文に規定する償還を行うため、借受人

_____は、高額療養費資金の貸付けについては当該高額療養費の支給金額のうち貸付資金相当額を受領に関する権限を、
 出産費資金の貸付けについては当該出産育児一時金の支給金額のうち貸付資金相当額を受領に関する権限を、
高額介護サービス費等資金の貸付けについては当該高額介護サービス費等の支給金額のうち貸付資金相当額を受領に関する権限を区長に委任するも

(償還の方法等)

第 8 条 貸付資金の償還は、高額療養費資金の貸付けについては当該貸付けに係る高額療養費を充てることにより、
 出産費資金の貸付けについては当該貸付けに係る出産育児一時金を充てることにより行う

_____。

2 前項_____に規定する償還を行うため、高額療養費資金又は出産費資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、高額療養費資金の貸付けについては当該高額療養費の支給金額のうち貸付資金相当額を受領に関する権限を、
 出産費資金の貸付けについては当該出産育児一時金の支給金額のうち貸付資金相当額を受領に関する権限を区長

_____に委任するも

<p>のとする。</p> <p>3 支給決定を受けた高額療養費又は高額介護サービス費等の額が貸付資金の額に満たない場合は、規則で定めるところにより償還するものとする。</p> <p>4 借受人が高額療養費若しくは出産育児一時金又は高額介護サービス費等の支給の対象とならなかつた場合は、前項の例による。</p>	<p>のとする。</p> <p>3 支給決定を受けた高額療養費_____の額が貸付資金の額に満たない場合は、規則で定めるところにより償還するものとする。</p> <p>4 借受人が高額療養費又は出産育児一時金_____の支給の対象とならなかつた場合は、前項の例による。</p>
--	--

附則第4項による改正（杉並区応急小口資金貸付条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（貸付限度額）</p> <p>第3条 略</p>	<p>（貸付限度額等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項第2号の医療費とは、杉並区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和52年杉並区条例第11号）に基づく貸付けを現に受けている者にあつては、医療費の額から当該貸付けの額を控除したものとする。</p>